

E Vバス導入促進事業実施要綱

(制定) 令和2年3月23日 31環改車第602号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、E Vバスの導入を促進するために行う「E Vバス導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、E Vバスを導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 E Vバス 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備え、検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）の用に供する乗車定員11人以上のもの
- 2 旅客自動車運送事業者 旅客自動車運送事業を経営する者
- 3 地方公共団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもののうち、東京都内の市町村及び特別区
- 4 リース契約 E Vバスの貸主が、当該E Vバスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該E Vバスを使用収益する権利を与え、借主は、当該E Vバスの使用料を貸主に支払う契約
- 5 リース事業者 リース契約に基づき、当該E Vバスを借主に貸し渡すことを業とする者
- 6 割賦販売 E Vバスの所有者である売主が、当該E Vバスの買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該E Vバスの販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行される時まで当該E Vバスの所有権が売主に留保されることを条件に、当該E Vバスを販売することをいう。

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおりEVバスの購入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 助成金の交付対象となるEVバス（以下「助成対象EVバス」という。）を購入した旅客自動車運送事業者
- (2) 助成対象EVバスを購入した地方公共団体
- (3) 助成対象EVバスに係るリース契約を旅客自動車運送事業者又は地方公共団体と締結したリース事業者
- (4) 助成対象EVバスに係る割賦販売契約を旅客自動車運送事業者又は地方公共団体と締結した当該契約における売主

2 助成対象EVバスの要件

助成対象EVバスは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 初度登録日（助成対象EVバスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。）が令和2年4月1日から令和5年2月28日までの間にあるEVバス（中古の輸入車を除く。）であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ①自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。
 - ②所有者（リース契約又は割賦販売の場合にあっては、使用者）の住所が東京都内にあること。
- (3) 標準仕様ノンステップバス認定要領（平成27年7月2日付国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスであること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象EVバスの本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

4 助成金額

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、1,660万円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金額の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務

を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。